



税金

区の税金

■住民税

税務課課税係 ☎03-5211-4191・4192

納税促進係 ☎03-5211-4193

▶申告

その年の1月1日現在の住所地の区市町村で課税されます。区が適正な課税を行うためには、皆さんの正しい申告が必要です。



申告が必要な方

1月1日現在、区内に住所がある方は、前年中の所得を申告する必要があります。

また、区内に個人の事務所、事業所または家屋敷をお持ちの方も申告が必要です。

申告が不要な方

次の方は、所得の申告は不要です。

- ①所得税の確定申告をした方
- ②前年中の所得が給与所得だけで、勤務先から給与支払報告書が提出されている方
- ③公的年金収入だけの方で、所得控除の申告が不要の方

▶税金を納めるところ

納付書で納める場合

- ①区役所・出張所
 - ②銀行・ゆうちょ銀行・信用金庫など(全国のeL-QR対応金融機関)
 - ③区指定のコンビニエンスストア
- ※住民税(個人で納付する分)、軽自動車税(種別割)が納付できます。
ただし、バーコード付きの納付書に限ります(30万円以下のもの)。
- ④モバイルレジ(スマートフォンによるお支払い)
ただし、バーコード付きの納付書に限ります(30万円以下のもの)。
 - ⑤スマートフォン決済アプリ(電子マネー)
 - ⑥地方税お支払いサイト



Webサイトを利用した納付方法です。

パソコンやスマートフォンから納付できません。

クレジットカード払い、インターネットバンキング払いの他、ペイジー納付に必要な番号を発行することができます。

※領収証書や納税証明書が必要な方は、現金でお支払いください。

口座振替制度(軽自動車税は除く)

銀行などの口座から自動振替ができます。

口座振替を利用すれば、納め忘れや納めに出かける必要がないため、たいへん便利です。

お申し込みは、専用のハガキをご利用ください(申込ハガキは、区役所2階税務課および各出張所の窓口にあります)。

またWEBからもお申し込みいただけます。詳しくは区のHPをご確認ください。

■軽自動車税(種別割)

税務課納税促進係

☎03-5211-4193



毎年4月1日現在、区内に定置場がある軽自動車などを所有する方に課税されます。

※軽自動車などの譲渡・盗難、定置場の異動などがあつた時は、すぐに所定の手続きをしてください。手続きをしていないと、車を所有していないのに課税されますのでご注意ください。

▶異動の手続きをするところ

- ①排気量125cc以下の原動機付自転車、小型特殊自動車・ミニカーの手続き=(区)税務課納税促進係
- ②排気量125ccを超えるオートバイ(軽二輪・自動二輪)の手続き=東京運輸支局(品川区東大井1-12-17)
☎050-5540-2030
- ③排気量660cc以下の軽四輪の手続き=軽自動車検査協会(港区港南3-3-7)
☎050-3816-3100

※盗難にあつた場合は、上の問合せ先と最寄りの警察または交番に届け出てください。

自動車臨時運行許可（仮ナンバー）の申請



税務課納税促進係

☎03-5211-4193

申請に必要なもの

- ①申請書
- ②身分を証明するもの(運転免許証など)
- ③車台番号が確認できるもの(車検証・抹消登録証・完成検査証・通関証明書など)
- ④自動車損害賠償責任保険証明書または自動車損害賠償責任共済証明書の原本(有効期限内のもの)

手数料 1車両につき750円

税の証明(納税証明・課税証明など)



税務課課税係

☎03-5211-4191・4192

区分	窓口で申請する場合	郵送で申請する場合
申請場所	総合窓口課・税務課課税係(区役所2階)・出張所	郵送先 〒102-8688 千代田区九段南1-2-1 千代田区役所税務課課税係
手数料	1通につき300円 ※ただし、軽自動車の車検用納税証明書は無料(継続検査用以外は1通300円です)	
必要なもの	<ol style="list-style-type: none"> ①本人の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・本人確認ができるもの※ ②代理人(家族を含む)の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・申請書・委任状 ・代理人の本人確認ができるもの※ ③銀行などで納税した直後に納税証明を申請する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・上の①または②のほかに、領収証書をお持ちください <p>※本人確認できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1点の提示でよいもの 運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど ・2点の提示が必要なもの 健康保険証、年金手帳、クレジットカードなど 	<p>書面に次の事項を記載のうえお送りください</p> <p>(ア)証明すべき人の住所、氏名、フリガナ、生年月日、平日の日中に連絡が取れる電話番号</p> <p>(イ)証明する年度の1月1日現在の住所</p> <p>(ウ)証明の種類(納税、課税または課税・納税)</p> <p>(エ)証明する年度</p> <p>(オ)証明の通数</p> <p>(カ)使用目的、提出先</p> <p>※返信用封筒に住所、氏名を記載して、110円切手を貼り、手数料分の定額小為替(郵便局で購入)および本人確認できるもの(左記※参照)のコピーを同封してください</p> <p>なお、住民登録以外の住所にはお送りできません</p>

税証明のコンビニ交付

特別区民税・都民税(個人住民税)に関する証明書を、コンビニで取得することができます。

コンビニで取得できる証明書は次のとおりです。

- ・特別区民税・都民税 課税(非課税)証明書
- ・特別区民税・都民税 課税・納税証明書

詳しくは、29ページをご覧ください。

課税・納税証明書(課税証明と納税証明が一体となっているもの)

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、自治体が使用する税務システムは国が定める標準仕様に準拠したシステムを利用することとされました。これに伴い、令和8年1月から「課税・納税証明書」が発行できなくなります。必要な方は、「課税証明書」及び「納税証明書」をそれぞれ取得してください。